

容器包装処理における拡大生産者責任の強化を求める意見書

大量生産、消費社会を見直し、私たちは生産から廃棄までを考えた持続可能な循環型社会を形成する必要がある。本市においては、従来からごみ減量・資源化に取り組んでいるところである。「三鷹市ごみ処理総合計画2022」を策定し、ごみ処理の基本方針に、ごみの発生抑制の推進、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、拡大生産者責任の明確化等を掲げている。

しかし、焼却するごみが減量に向かう一方、プラスチック類、ペットボトルはふえ続けている。また3Rを推進すればするほど、その費用を自治体が負担することになっている。費用は、行政と生産者が適正に負担すべきとされながら、「改正容器包装リサイクル法」でもそのバランスは改善されず、現状は8割以上が税金負担、2割弱が特定事業者負担となっており、依然として自治体の負担が重くなっている矛盾がある。

本来、廃プラスチック類の適正処理は、原料や添加剤の使用状況などを熟知している生産者こそが担うべきであり、つくるに任せて自治体が税金で処理する現状は、生産者の責任を自治体がやむを得ず肩がわりするような状態にほかならない。循環型社会形成のためには、生産者が再商品化の段階まで責任を持つ拡大生産者責任をより明確にし、環境に負荷のかからないものづくり、仕組みづくりにつなげていくことが必須である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、容器包装処理における拡大生産者責任を早急に強化するよう下記のことについて強く要望する。

記

- 1 回収を含めて、容器包装の再商品化については、特定事業者の責任とし、特定事業者はみずから回収できない場合は、区市町村の分別収集に委ね、その費用を標準費用に基づき、区市町村に支払い、その責任を果たすこと。
- 2 容器包装の薄肉化、無包装販売の拡大、詰めかえ製品の拡大などリデュース、リユースの拡大を図るため、特定事業者の3Rの責任を明確化すること。
- 3 条例や事業者が協定してレジ袋を有料化することを義務づけること。
- 4 国の目標として、リサイクル率、リユース率、リデュース率の目標を設定し、循環型社会形成推進基本計画の推進を行うこと。
- 5 国は、リユースマークを制度化し、リユース容器の統一化と消費者の認知を高め、リユース容器の普及促進を図ること。
- 6 現行の容器包装リサイクル法は、その内容のほとんどがリサイクルとなっている。リデュース・リユース施策を重視した内容に改正し、「容器包装3R法」へ

名称変更すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月29日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光